

倫理規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人札幌スキー連盟（以下「この法人」という。）が公正かつ適正な事業活動を行うための自主的なルールとして、この法人、この法人の評議員、役員、各委員会委員、加盟団体役員、競技会役員、及び選手（以下「役員等」という。）並びに事務局職員（以下「職員」という。）（以下、役員等並びに職員を「役職員」という。）の倫理に関する事項を定め、事業遂行に係る疑惑、不信を招く行為を防止することを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第 2 条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

2 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第 3 条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、社会的立場を認識し、自らを厳しく律して責任ある言動を行う。

3 役職員は、暴力、性的嫌がらせ、薬物乱用等の行為を行わない。

4 役職員は、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。

5 役職員は、あらゆる資金処理に関し、理事会・評議員会の決議、この法人の会計規則、及び公益法人会計基準に則り、これらに基づく適正な処理を行い、他の目的のための流用や不正行為は行わない。

(私的利益の禁止)

第 4 条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚して公私を明らかにし、その職務や地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋、強要を行ってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 5 条 役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第 6 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 7 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(本規程違反に対する措置)

第 8 条 役職員に、この規程に違反する行為があったと疑われる場合はコンプライアンス規程に基づいてコンプライアンス委員会が調査し、違反の有無を会長に報告する。

2 会長は、コンプライアンス委員会の意見を聴取の上、必要な措置を行う。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(施 行)

第 10 条 この規程の施行は令和 2 年 1 0 月 1 日とする。